

会 議 の 要 旨

会議の名称	第 16 回川越市介護保険事業計画等審議会
開催日時	平成 30 年 1 月 23 日（火） 午後 1 時 30 分 開会 ・ 午後 2 時 30 分 閉会
開催場所	川越市保健所大会議室（2 階）
議長氏名	会長 齊藤 正身
出席委員氏名	栗原委員、岸委員、小高委員、伊藤委員、今野委員、宮山委員、 萩原委員、萩野委員、小林（勝）委員、原委員、小林（宣）委員、 矢代委員、横田委員
欠席委員氏名	桐野委員、藤林委員、橋本委員、長峰委員、芝波田委員、船津委員、 米原委員、若海委員
事務局職員氏名	関根福祉部長 健康づくり支援課：嶋崎課長、佐藤副主幹 高齢者いきがい課：淵名課長、宮下副課長、真坂主任 介護保険課：小高副部長、今井副課長、鍛冶副主幹 地域包括ケア推進課：福原参事、三佐崎副課長、佐藤主幹、福島副主幹 門倉主査
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告 （1） 第 15 回川越市介護保険事業計画等審議会について 4 議事 （1） 第 7 期介護保険料について （2） パブリック・コメントの途中経過について 5 その他 6 閉会
配布資料	1 次第 2 第 15 回川越市介護保険事業計画等審議会議事録…資料 1 3 第 7 期介護保険料について…資料 2-1、2-2、2-3、2-4

議事の経過

1 開会

2 挨拶

会長による開会の挨拶

3 報告

- (1) 第15回川越市介護保険事業計画等審議会について
事務局より、資料1を用いて報告

4 議事

- (1) 第7期介護保険料について
事務局より、資料2-1、2-2、2-3、2-4を用いて説明

(会長)

保険料についての説明があったが、このことについて意見はあるか。事務局から話があったように、保険料は条例によって定めるものなのでこの審議会で決定ということではないが、疑問や質問等はあるか。

(委員)

資料で予定保険料収納率98.5パーセントとなっている。1.5パーセントは取れないということだが、これは所得などの関係で払えないということなのか。税などであれば滞納など厳しくなるが、収納できない1.5パーセント分を保険料収納必要額に上乗せするといった部分がわからないので、その点を説明してもらいたい。

(事務局)

委員の指摘のとおり、収納できない分を上乗せしているというのは結果としてはそういったことになる。賦課したもので実際にその年度に入ってくるのが毎年98.5パーセント程度で、滞納となってしまったものは翌年に繰り越し、滞納分の支払いをお願いすることを行っている。おおよそ1億円程度の滞納が出て、入ってくるのは2千万円から3千万円である。そういった後から入ってくる分を合わせても100パーセントにはならない状況である。そういった状況であっても、給付に必要な保険料を賄うためにはこういったやり方をするというのが、ある意味でルールとしてできあがっている。なるべく収納率を低くせず、100パーセントに近づけるための努力をしていくが、現実的には98.5パーセント程度であることから、今回もこの数値を使わせていただいた。

(会長)

滞納者が介護サービスを使っているということはあるのか。

(事務局)

介護保険は2年という非常に短い期間で時効となってしまう。介護保険はサービスを使う時に、本来であれば現物給付ということで、1割払えば残りの9割は国民健康保険団体連合会が請求して払ってくれるところを、最初から10割払ってもらって、滞納分を収めたら残りの9割を請求してくださいといったこともあるし、滞納分を払わない場合には、差し止めて10割分の給付の中から保険料を引くというケースもある。滞納の期間が長くて額が多い人は、未納の期間に応じて、通常1割負担で使うところを3割負担になるということもある。このように、未納の方と納付された方の公平性というのは、制度的には担保されているというのが現在の介護保険である。

(委員)

段階別保険料の第1段階から第11段階までのだいたいの割合や人数がわかれば教えてもらいたい。

(事務局)

第1段階から第11段階までの割合についてはデータがある。第1段階が14.9パーセント、第2段階が5.8パーセント、第3段階が5.5パーセント、第4段階が16.4パーセント、第5段階が13.5パーセント、第6段階が14.3パーセント、第7段階が12.7パーセント、第8段階が12.3パーセント、第9段階が2.5パーセント、第10段階が0.8パーセント、第11段階が1.2パーセントとなっている。

(委員)

これは収入に応じて負担ということだが、5段階より上の方や5段階のすぐ下の方で支払いが負担というようなケースとか相談はあるか。この11段階でうまくいっているのか。

(事務局)

5段階というのはわかりやすく説明すると、本人は非課税だが世帯に課税者がいるということである。4段階以下は、本人非課税で世帯非課税であるが、本人の所得があるかないかで段階が異なる。6段階以上は、本人課税で住民税を払っている方であり、所得に応じて割合が高くなっていく。各段階でボーダーラインの方はいると思し、個人から見た場合にはいろいろな受け取られ方はすると思われるが、制度としてはそれなりに考えたかたちでの制度設計になっていると理解している。

(会長)

川越市は段階を多くしている。

(事務局)

国では5段階から下は決まっている。下を低くするために上の段数や負担割合を高くしてもよいことになっていることから、本市でもそれを採用して多段階化で、上を2.0まで上げている。その代わり下が本則で0.5であるものを実際には0.4まで下げている。

(委員)

資料2-2の保険給付費準備基金取崩額の算定で第5期末の基金残高と第6期末の基金残高が記載されているが、第6期の算定の時に取崩しを行ったのかと、第5期末の基金残高約16億円の中に、第5期中に増えた額がいくらだったのかわかれば確認させてほしい。

(会長)

ご存じだと思うが、基金の取り崩しは各期で行っている。

(事務局)

第4期末が5億4百万円の残高であったことから、第5期中に約11億円増えたことになる。資料に記載しているとおりに、現在の基金残高の60パーセントを取崩すと第7期末で基金の残高は約16億円となることから第5期末の水準になる。第4期が結構厳しい状態だったので、残高を減らした。第4期末の約5億円というのはなかなかシビアかなと思う。今回の取崩額約23億5千万円は、少なくとも積み上がった以上を取崩すということである。第4期、第5期で積み上がった分を入れればもっとだろうという話は議論としてはあろうかとは思いますが、15億円程度は事務局としては残しておきたいという考えがあり、こういったかたちをとらせてもらった。

(委員)

基金にあまり積み残すことのないように、3年間の計画を立てるのが一番ベストなのかなと思う。この残高の約16億円というのがいいのかということもあったので、介護保険料の引き下げにつながるような基金の取崩しをしていただきたいと思い確認をさせてもらった。

(委員)

月額保険料が第6期に比べて下がっている。これは負担する側にとっては大変ありがたいことではあるが、自分は団塊の世代なので、来期、再来期はどうなるかと不安になるというのが感想である。それと同じ埼玉県内の他市の状況、また他の中核市と比べてどうなのかかわかれば教えてほしい。

(事務局)

埼玉県内で参考にしているのは、人口30万人以上の市となるが、どこの市もまだ確定していない状況ではあるが、下がる予定の市はなく、だいたい1パーセントから5パーセント、多いところは8パーセント、要するに1桁台の半ばの伸びを考えているところが多い。

この場合、本市もそうだが、基金の取り崩しがあってというのが前提となる。給付費自体をみれば、どこの市も10パーセント以上は増えていくという見込となっている。それに対して基金がどのくらいあるかで対応ができるかできないかということである。保険料を下げたいが基金がないから本市のように下げるところまではいかないということもある。中核市においては、ある市がある時点において調査した結果を返してくれているが、それを見ても本市と同じように基金が積み上がっているところが来期は下げる又は同額とする予定としている市が一つ二つあるが、それ以外は基本的には増えていくという状況である。

(会長)

前回どれくらい取崩しているかでも変わってくるし、川越はこういう金額でもし条例が通るとすれば、やはり皆さんでお話した介護予防を頑張っサービスを使わないようにしていくという努力がちょうど計画とは合うのかなという気はする。

(委員)

第8期以降のことを考えると、あえてここで保険料を下げる必要があるのか、据え置きでもいいのではないかという意見が前回の審議会でもあったかと思う。将来の給付の増大を考えると、基金という意味からして下げる必要があるのかという意見もあるが、その辺は事務局としてはどう考えるのか。据え置きという考えはないのか。

(事務局)

前回からそういった意見をいただいていることについては、事務局としても当然考えている。前回も説明したかもしれないが、これだけ必要だからということで市民からいただいた保険料を結局使わなかったから、今回で言えば例えばあまり施設整備が進まず、見込んだ給付がなかった、特別養護老人ホームも第7期からの給付になるということであれば、その期で使わなかった分は次期で調整するということが基本としてある。保険給付費準備基金の性格が財政調整基金とは微妙に違うところがあって、介護保険料については、その負担した方がすでについて、これだけ必要だからこれだけくださいということで預かったものであれば、少なくとも全額とまではいかないまでも、取り崩して次期に充てるというのが妥当ではないかというのが原則にある。その額が概ね基金の性格からすると半分以上は取崩すべきものであるとの理解からこういった案を出させていただいた。下げる幅はまだあるが、これ以上下げてしまうと基金がなくなるということもあるし、第8期の上り幅を考えるとこのくらいではないかと考える。

(会長)

なかなか難しい判断であるが、やはりこれからどう頑張っていくかというところに尽きるのかなと思う。川越の場合は思ったほど保険サービスが増えていないところがある。他の地域だと、サービスが増えてきて保険料を上げなければいけないところもある。

他に意見がなければ、保険料に関してはこういった方向で話を進めていくということでご

理解をいただくということによろしいか。

(全委員)

はい。

(2) パブリック・コメントの途中経過について

事務局より、パブリック・コメントの実施及び周知方法、平成30年1月22日時点で意見の提出が無い旨の説明を行った。(意見の提出が無かったため、資料3の配布は無し。)

5 その他

(事務局)

次回の審議会は、1月29日の月曜日、午後1時30分から川越市保健所大会議室(2階)で開催する。

さらに次の週の2月9日の金曜日に答申を行う予定である。そのため、同日午後3時より第18回審議会を開催し答申書の最終確認をしていただき、会議終了後の4時から市長へ直接答申書を渡したいと考えている。

なお、答申書の内容については、次回までに会長、副会長と事務局で協議し、1月29日の会議において案として提出したいと考えているが、よろしいか。

(会長)

答申書案については、そのようなかたちでよろしいか。

(全委員)

はい。

6 閉会